

三重県地球温暖化対策実行計画について

平成 22 年 9 月 3 日

三重県環境森林部

三重県環境審議会 地球温暖化対策実行計画部会の検討状況

平成 22 年 1 月 21 日に三重県から三重県地球温暖化対策実行計画の策定について環境審議会に諮問があり、この計画を策定するための専門部会として地球温暖化対策実行計画部会が環境審議会に設置されました。地球温暖化対策実行計画部会では、平成 23 年度からスタートする三重県地球温暖化対策実行計画の策定に向けて、これまで 4 回の部会を開催し検討を進めてきました。

なお、三重県地球温暖化対策実行計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 において策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」であり、従来の地球温暖化対策地域推進計画である三重県地球温暖化対策推進計画（平成 12 年 3 月策定、平成 19 年 3 月改定）に替わって策定するものです。

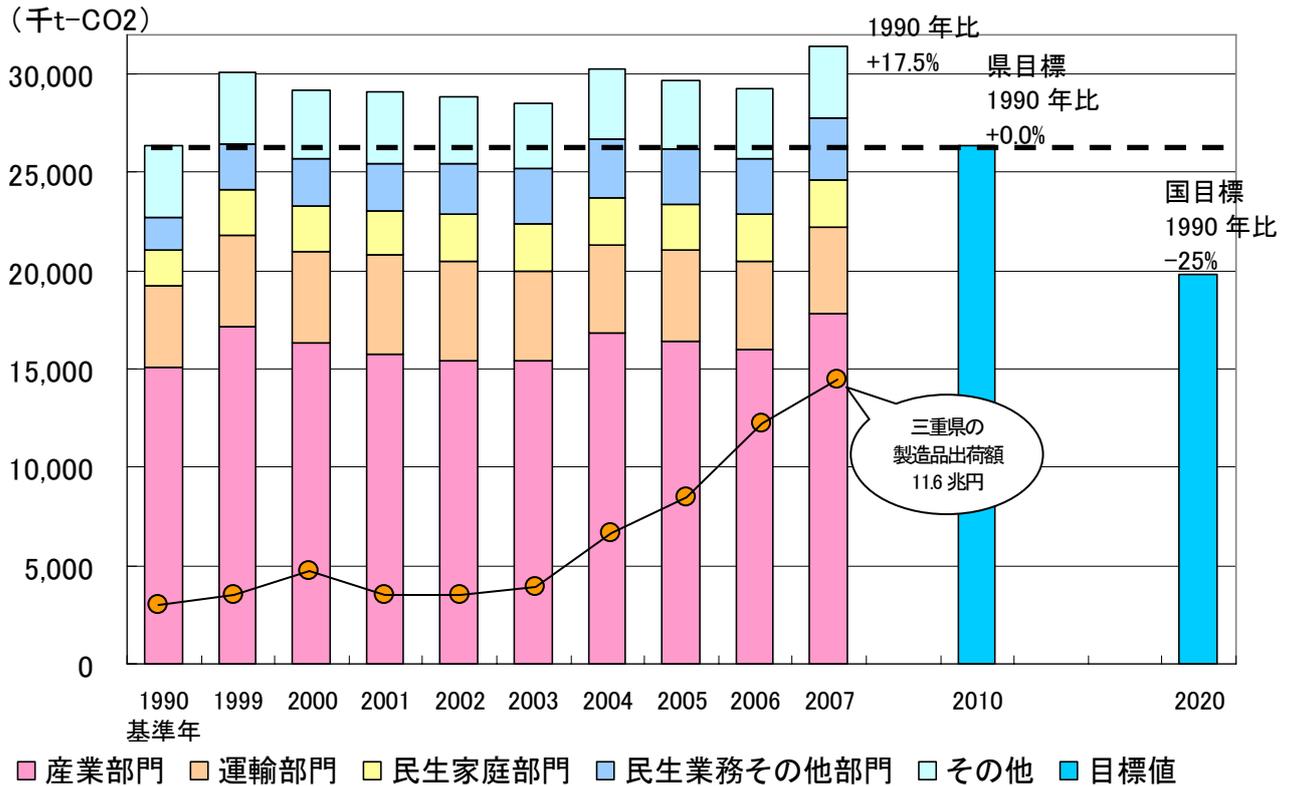
1 計画策定に向けた検討経緯

開催状況	検討内容
平成 22 年 2 月 17 日	第 1 回地球温暖化対策実行計画部会 【主な審議事項】 ①実行計画の検討の方向について ②今後の部会の進め方
3 月 25 日	第 2 回地球温暖化対策実行計画部会 【主な審議事項】 ①現行計画の総括 ②取り組みの方向 ③目標設定の考え方
7 月 5 日	第 3 回地球温暖化対策実行計画部会 【主な審議事項】 ① 中期目標の検討 ② 計画骨子の検討
9 月 1 日	第 4 回地球温暖化対策実行計画部会 【主な審議事項】 ① 目標設定に向けた施策の検討 ② 中期目標の検討 ③ 計画素案の検討

2 温室効果ガス排出量の現状

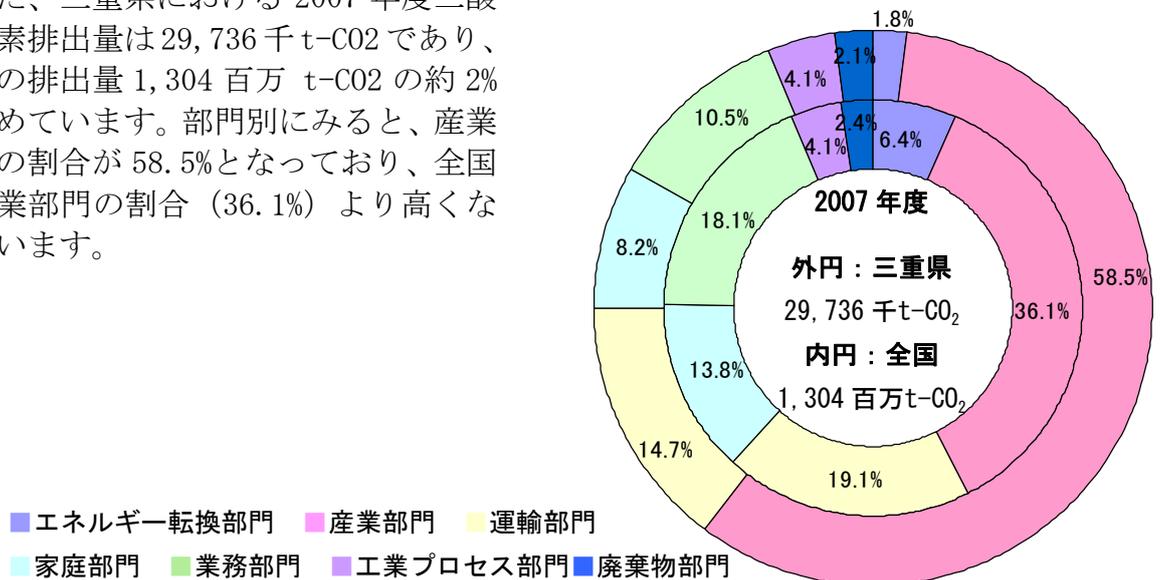
平成 19 (2007) 年度における三重県域温室効果ガスの総排出量は、31,005 千 t-CO₂ (二酸化炭素換算) です。三重県地球温暖化対策推進計画 (平成 12 年 3 月策定、平成 19 年 3 月改定) では、「2010 年度に基準年度比で 0% (森林吸収分を含むと 3%削減) とする」という目標を掲げていますが、平成 19 (2007) 年度排出量は、基準年度比 17.5% 増と目標を上回っている状況にあります。

図 1 温室効果ガス排出量の推移



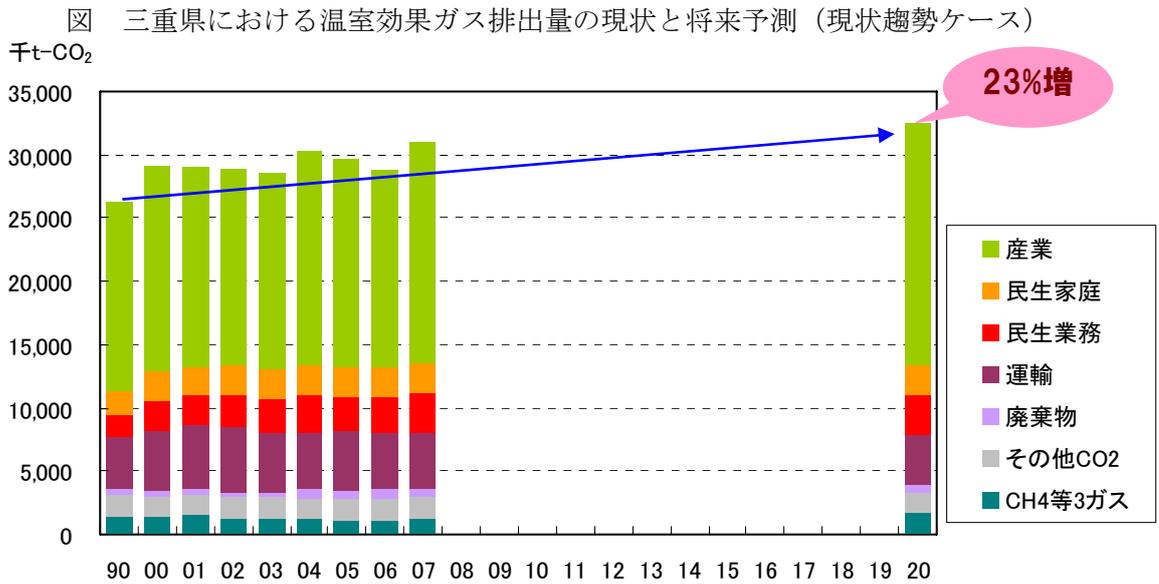
また、三重県における 2007 年度二酸化炭素排出量は 29,736 千 t-CO₂ であり、全国の排出量 1,304 百万 t-CO₂ の約 2% を占めています。部門別にみると、産業部門の割合が 58.5% となっており、全国の産業部門の割合 (36.1%) より高くなっています。

図 部門別二酸化炭素排出量の構成



3 温室効果ガス排出量の将来予測

2020 年度における温室効果ガス排出量を推計した結果、2020 年度の温室効果ガス排出量は 32,540 千 t-CO₂ と、1990 年に比べ 23%増加すると予測されます。



※ 現状趨勢ケース（BaU）

現状のまま何も対策をしないと仮定した場合の排出量予測値(BaU : Business as Usual の略)

4 県民及び事業者アンケート

県民及び県内事業者の地球温暖化問題に関する意識が、前回アンケートを実施した平成 16 年度からどのように変化しているのかを把握するとともに、検討中である三重県地球温暖化対策実行計画に反映するため、平成 22 年 6 月にアンケート調査を実施しました。

(1) 県民の意識（主なもの）

地球温暖化への関心については、80%以上の県民が関心を持っており温暖化への関心が高いことがわかりました。これは平成 16 年度調査より約 2 ポイント程度関心が高まっています。

地球温暖化の主要原因の認知度については、約 55%が「よく知っている」として認知度が高く、かつ前回調査より約 5 ポイント認知度が高まっています。

また、日常生活と地球温暖化の関係については、70%以上の県民が「今の生活を多少変えても」「今の生活を犠牲にしても地球温暖化防止を行うべきである」と回答しており、地球温暖化対策のために生活を変える余地のあることがわかります。

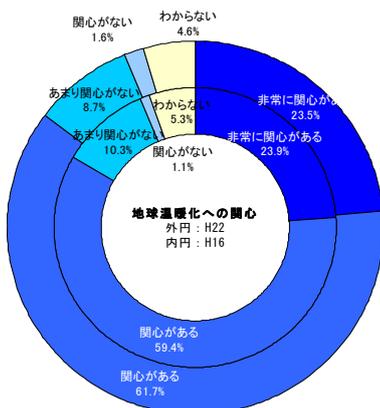


図 県民の地球温暖化への関心度

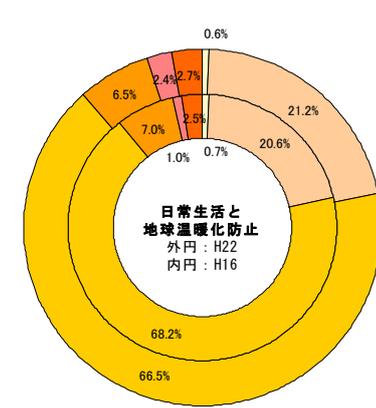
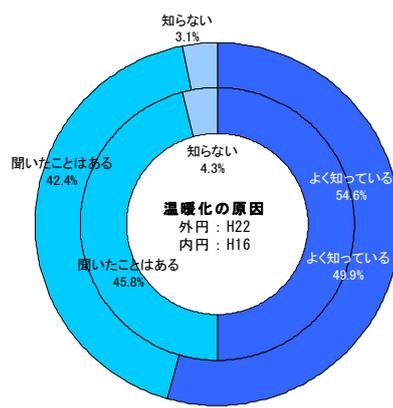


図 県民の地球温暖化と日常生活との関係

家庭での取組状況を見てみると、地球温暖化防止取組実行率は43.8%であり、平成16年度調査から約10ポイント向上しています。実行率は向上しているものの、関心度や認知度よりは低い割合となっており、意識は高いものの、必ずしも行動に結びついていない様子が伺えます。

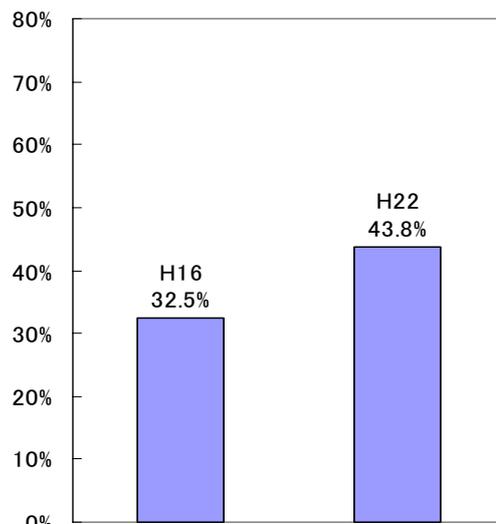


図 家庭での地球温暖化防止取組実行率の推移

※「不要な照明はこまめに消す」「冷暖房時の室内温度を適切に設定する」「待機電力削減のために主電源を切るかコンセントを抜く」「冷蔵庫の開閉時間を短時間で行う」「洗濯はできるだけまとめ洗いをする」「風呂は続けて入る」を全て行う県民の割合

(2) 事業者の意識 (主なもの)

平成22年度調査において、環境保全に関する計画やガイドラインを策定している事業所等は約60%に達しています。平成16年度の調査においては約45%が策定しており、約15ポイント増加しています。

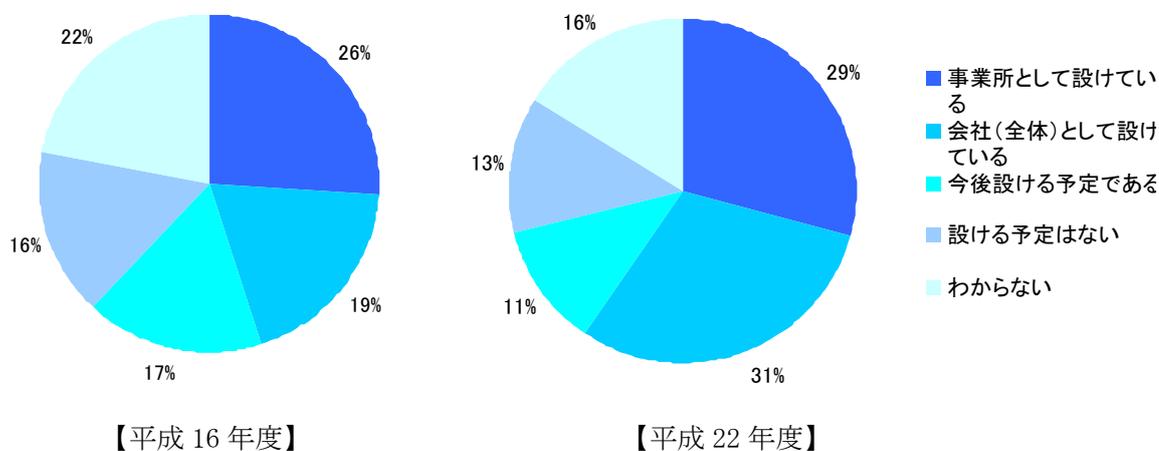


図 環境保全に関する計画やガイドラインの策定状況 (全事業所)

5 中期目標設定に向けての課題

本計画の中期目標については、国の施策による温室効果ガスの削減、県の施策による削減、森林吸収等による削減を積み上げて設定していくこととしています。

国においては、中期目標として1990年比で25%の削減を掲げていますが、中央環境審議会中長期ロードマップ小委員会では、国内での削減率が25%、20%、15%の3つのケースについて検討が続けられています。どのケースが採用されるのかは国の動向を待つこととなります。

また、三重県域二酸化炭素排出量の約6割を産業部門が占めており、この産業部門の対策が、県全体の排出量削減を進めるうえで重要となります。

国においては、二酸化炭素排出量割合が比較的大きい産業部門における有効な二酸化炭素排出削減対策として、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の導入が検討されています。

そのなかで、2013年度導入を目途に企業への排出枠の割り当て方法（原単位方式・総量方式）や対象（事業者単位・事業所単位）など具体的な制度の検討が行われているところです。

特に、三重県の産業部門の二酸化炭素排出量の約9割が、いわゆる大規模事業所（第1種エネルギー管理指定工場）からの排出となっており、これらの事業者には制度が適用された場合、県の施策の方向性に大きく影響を与えることとなります。

このため、これらの国の動向を見極めながら、中期目標の設定作業や県の具体的施策の検討を引き続き行い、本計画の中間案を作成していきます。

図 中期目標設定のイメージ

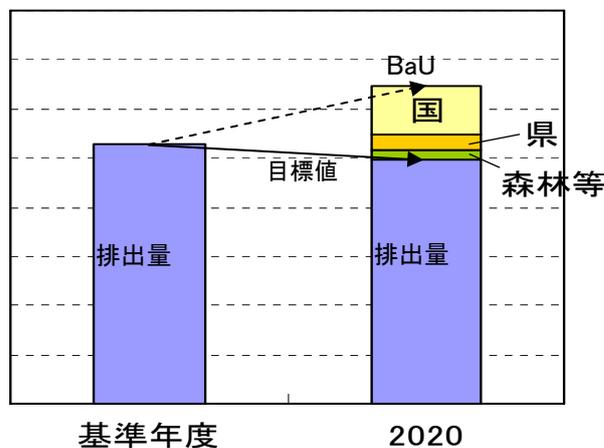
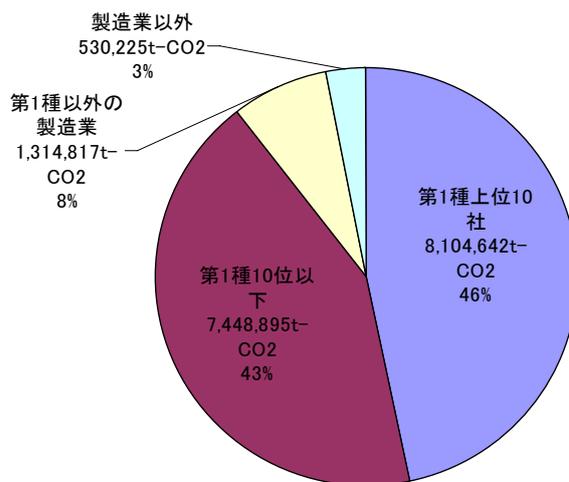


図 2007年度の産業部門CO2排出内訳



(参考) 国の動向

(1) 地球温暖化対策基本法(案)

○経過

閣議決定(平成22年3月12日)



衆議院可決(平成22年5月18日)



参議院委員会審議



廃案(通常国会閉会 平成22年6月16日)

○法案に示された目標

2020年に25%削減

2050年に80%削減

○法案に示された主な施策

- ・国内排出量取引制度の創設(キャップ&トレード)
- ・税制全体のグリーン化(地球温暖化対策税)
- ・再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の実施

(2) 中央環境審議会地球環境部会の開催状況

・中長期ロードマップ小委員会

平成22年4月30日(第1回)から8月上旬にかけて11回開催されており、この小委員会において、国は、関連企業・団体へのヒアリング(第2回~第7回)やパブリックコメントを行い、3月に公表した大臣試案の将来排出量推計について見直し等を行っています。

7月29日の第10回では、ヒアリングを踏まえた技術積み上げモデルによる積み上げ試算(暫定版)が示され、将来推計としては、国内15%削減、20%削減、25%削減の3つのケースが想定されています。

・国内排出量取引制度小委員会

国は、大口排出源の温室効果ガス排出量に排出枠(キャップ)を設定し、排出総量削減を促す制度を創設することが喫緊の課題としており、中央環境審議会国内排出量取引制度小委員会において、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の論点を詳細に整理しています。

小委員会は、平成22年4月23日(第1回)から8月末にかけて11回開催されており、関連団体へのヒアリング(第2回~第5回)やパブリックコメントを実施しています。

8月31日の第11回では、2013年度導入を目途に企業への排出枠の割り当て方法(原単位方式・総量方式)や対象(事業者単位・事業所単位)など具体的な制度の検討が行われています。